

## 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査

### 資 料

資料 1	調査対象遊戯施設の分類別 . . . . .	1
資料 2	調査対象の全体像 . . . . .	2
資料 3	遊戯施設の安全管理に関する制度の概要 . . . . .	3
資料 4	国土交通省の緊急点検の実施結果 . . . . .	6
資料 5	緊急点検未実施の遊戯施設（当省の調査で把握したもの） . . . . .	7
資料 6	遊戯施設の安全確保対策に関する意識調査 . . . . .	8
資料 7	調査対象 64 特定行政庁における遊戯施設の確認申請等の状況 . . . . .	9
資料 8	特定行政庁（担当課）における遊戯施設の審査体制等の状況 . . . . .	9
資料 9	遊戯施設の確認審査等に関する特定行政庁の意見例 . . . . .	10
資料 10	調査対象 64 特定行政庁における定期検査報告の状況 . . . . .	11
資料 11	調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況（特定行政庁別） . . . . .	12
資料 12	調査対象 64 特定行政庁の定期検査報告における地域法人の介在の状況 . . . . .	13
資料 13	中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会 における定期検査報告の取扱い . . . . .	14
資料 14	地域法人から特定行政庁に対する定期検査報告の送付が遅れている例 . . . . .	15
資料 15	調査対象遊戯施設における維持保全計画書の作成状況 . . . . .	16
資料 16	調査対象遊戯施設における運行管理規程の作成状況 . . . . .	17
資料 17	調査対象遊園地等での事故の発生及び報告の状況 . . . . .	18
資料 18	事故報告の仕組みを構築している特定行政庁の状況 . . . . .	18
資料 19	遊戯施設における事故報告制度の意識調査結果 . . . . .	19

## 調査対象遊戯施設の分類別

遊戯施設の分類(一般名称)	調査対象遊戯施設
平成12年建設省告示第1419号 別表1 (高架の遊戯施設) (1) モノレール・子供汽車 (2) コースター・マッドマウス (3) ウォーターシュート (4) ウォータースライド (5) パラシュートタワー	18 遊園地等 23 施設 67 遊園地等 116 施設 19 遊園地等 19 施設 3 遊園地等 3 施設 5 遊園地等 5 施設
別表2 (回転運動系遊戯施設) (1) 回転ブランコ (2) メリーゴーランド (3) 宙返りロケット (4) 観覧車 (5) ローター (6) オクトパス (7) 海賊船	9 遊園地等 9 施設 5 遊園地等 6 施設 1 遊園地等 1 施設 8 遊園地等 8 施設 20 遊園地等 21 施設 39 遊園地等 46 施設 10 遊園地等 10 施設
建築基準法対象計	72 遊園地等 267 施設

## 調査対象の全体像

都道府県名	遊戯施設		特定行政庁	地域法人
北海道	1	コースター等4施設	北海道	(財)北海道建築指導センター
	2	コースター等4施設		
	3	コースター等5施設		
	4	コースター等4施設		
	5	コースター等3施設		
青森県	6	コースター等3施設	八戸市	- (全日本遊園施設協会)
岩手県	7	コースター等4施設	盛岡市	
宮城県	8	コースター等4施設	仙台市	
	9	コースター等4施設		
秋田県	10	コースター等3施設	秋田市	
山形県	11	コースター等6施設	山形県	
	12	コースター等3施設		
福島県	13	コースター等3施設	郡山市	
	14	コースター等3施設	いわき市	
埼玉県	15	コースター等5施設	埼玉県	
	16	コースター等4施設	所沢市	
茨城県	17	コースター等4施設	ひたちなか市	北関東ブロック昇降機等検査協議会
群馬県	18	マッドマウス等3施設	群馬県	
新潟県	19	コースター等4施設	新潟県	(財)新潟県建築住宅センター
栃木県	20	コースター等8施設	栃木県	北関東ブロック昇降機等検査協議会
千葉県	21	コースター等4施設	千葉県	
	22	コースター等3施設		
東京都	23	コースター等3施設	台東区	東京都昇降機安全協議会
	24	コースター等3施設	日野市	
神奈川県	25	コースター等3施設	横浜市	(財)神奈川県建築安全協会
	26	コースター等3施設	川崎市	
山梨県	27	コースター等7施設	山梨県	北関東ブロック昇降機等検査協議会
長野県	28	コースター等4施設	長野県	
	29	コースター等4施設		
愛知県	30	モノレール等4施設	名古屋市	中部ブロック昇降機等検査協議会
	31	モノレール等3施設	豊橋市	
岐阜県	32	コースター等4施設	岐阜県	
石川県	33	コースター1施設	石川県	
	34	コースター等4施設		
富山県	35	コースター等3施設	富山県	
	36	コースター等2施設		
静岡県	37	コースター1施設	静岡県	
	38	コースター等4施設		
三重県	39	コースター等4施設	浜松市	
	40	コースター等5施設		
大阪府	41	コースター等7施設	大阪府	
	42	コースター等4施設		
滋賀県	43	コースター等2施設	枚方市	
京都府	44	マッドマウス等4施設	京都府	
和歌山県	45	コースター等4施設	和歌山県	
福井県	46	コースター等4施設	福井県	
	47	コースター等3施設		
兵庫県	48	コースター等4施設	姫路市	近畿ブロック昇降機等検査協議会
	49	コースター等4施設		
奈良県	50	ウォータースライド1施設	奈良県	中国四国ブロック昇降機等検査協議会
	51	マッドマウス等7施設	生駒市	
広島県	52	コースター1施設	広島県	
	53	コースター等2施設		
岡山県	54	コースター等4施設	広島市	
	55	コースター等4施設		
山口県	56	コースター等4施設	福山市	
	57	コースター等3施設		
香川県	58	マッドマウス等4施設	香川県	
	59	モノレール1施設		
徳島県	60	マッドマウス等4施設	徳島市	
	61	コースター等2施設		
愛媛県	62	コースター等3施設	松山市	
	63	コースター等5施設		
高知県	64	コースター等4施設	北九州市	(財)福岡県建築住宅センター
	65	コースター等4施設		
福岡県	66	コースター等4施設	福岡市	
	67	コースター等4施設		
長崎県	68	コースター等4施設	佐世保市	
	69	コースター等4施設		
宮崎県	70	マッドマウス等4施設	宮崎市	
	71	マッドマウス等4施設		
佐賀県	72	コースター等4施設	佐賀県	
	73	コースター等4施設		
熊本県	74	コースター等3施設	佐賀市	
	75	コースター等3施設		
大分県	76	コースター等3施設	熊本市	
	77	モノレール等3施設		
鹿児島県	78	コースター等3施設	別府市	大分県建築物総合防災推進協議会
	79	コースター等3施設		
鹿児島県	80	コースター等7施設	鹿児島県	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター

44都道府県

267施設

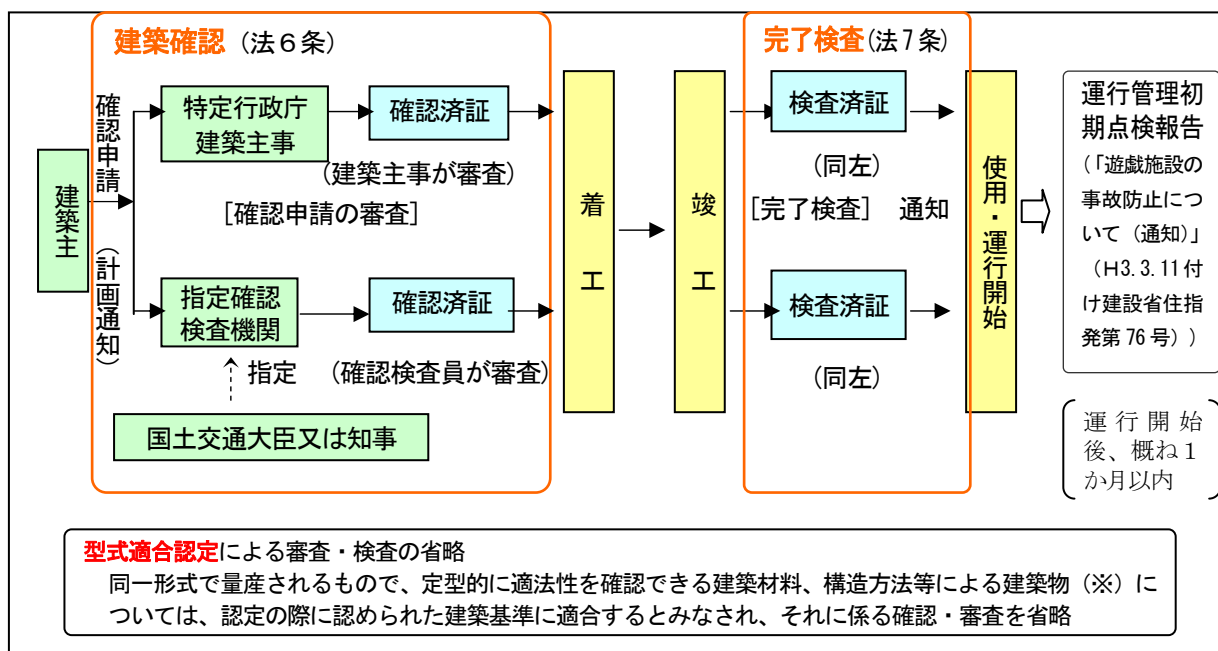
65特定行政庁

19法人

(注) 調査対象とした特定行政庁のうち、「奈良県」は、所管する一部の遊戯施設(ウォータースライド)の取扱いについてのみ調査したものである。

## 遊戯施設の安全管理に関する制度の概要

### 1 遊戯施設の建築・設置の際の安全性能等の確認制度



※ 遊戯施設：ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人に乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分(施行令144条の2)

※「遊戯施設の事故防止について(通知)」(H3.3.11付け建設省住指発第76号)

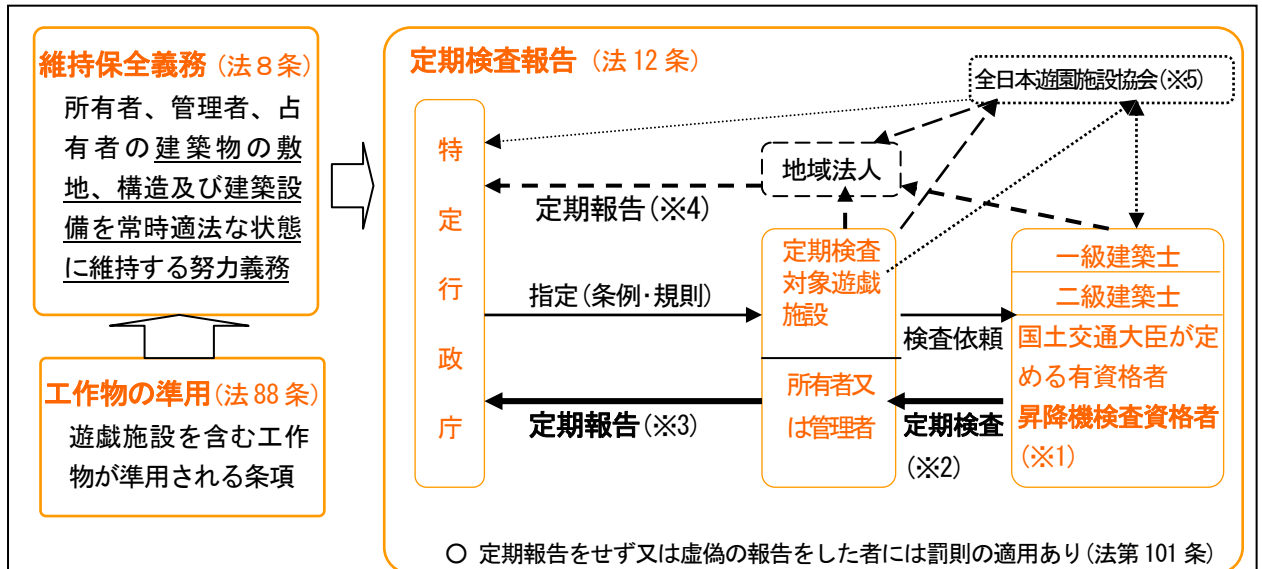
「遊戯施設の運行管理初期点検要領及び遊戯施設の事故等対策訓練指針」(財)日本昇降機安全センターが策定の積極的活用が求められている。遊戯施設の運行開始後、概ね1か月以内に、当該遊戯施設の維持・運行管理状態を点検し、特定行政庁に報告)

#### ◎ 遊戯施設の種類(分類)

工作物の指定	建設省告示第1419号(平成12年5月31日)	一般名称
高架の遊戯施設	別表第1 (1) 勾配が5度未満の軌道を走行するもの	モノレール、子供汽車等
	(2) 軌条を走行するもので(1)以外のもの	マッドマウス、コースター等
	(3) 軌条を有さない軌道を走行するもので(1)以外のもの	ウォーターシュート等
	(4) 水を流した水路を人が直接滑走するもの	ウォーターライド等
	(5) 客席部分をつり昇降させるもの	パラシュートタワー等
回転運動をする遊戯施設(原動機を使用するもの)	別表第2 (1) 客席部分が主索又は鎖によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸のまわりを一定の速度で回転のみを行うもの	回転ブランコ、飛行塔等
	(2) 客席部分が垂直軸又は傾斜した回転軸のまわりを一定の速度で回転するもの(客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む。)	メリーゴーランド、ムーンロケット等
	(3) 客席部分が、垂直軸又は十五度以内の傾斜した回転軸のまわりを回転するもので又はに掲げるもの以外のもの	コンドル等
	(4) 客席部分が固定された水平軸のまわりを一定の速度で回転するもの	観覧車等
	(5) 客席部分が可変軸のまわりを回転するもので昇降運動を伴わないもの	ローター等
	(6) 客席部分が可変軸のまわりを回転するもので昇降運動を伴うもの	オクトパス等
	(7) 客席部分が垂直平面内のうち当該円の中心点より低い部分において回転運動の一部を反復して行うもの	海賊船等

## 2. 運行後に関する制度

### (1) 建築基準法に基づく定期検査報告制度



- ※1 昇降機検査資格者：(財)日本建築設備・昇降機センターが行う「昇降機検査資格者講習」を修了した者(法施行規則第4条の20)
- ※2 ①検査には、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。(法12条第3項)  
②時期：おおむね6ヶ月から1年までの間隔において特定行政庁が定める時期(施行規則6条)  
③建築基準法令には、検査項目、基準、検査方法等についての具体的な定めはない。
- ※3 施行規則第6条第2項に定める報告書(別記第36号の3様式)及び定期検査報告概要書(別記第36号の3様式)に、同第3項に定める特定行政庁が規則(条例)で定める書類を添付して報告
- ※4 定期報告の多くは、特定行政庁からの業務の受託(契約を締結している場合あり)又は遊戯施設の所有者等からの依頼に基づき、「地域法人」と称される法人・団体を經由して、特定行政庁に提出されている。(建築基準法第12条第1項及び第2項に規定する特殊建築物の定期報告及び昇降機その他の建築設備の定期報告の推進について(昭46住指発第917号及び918号))
- ※5 全日本遊園施設協会は、遊戯施設所有者等や遊戯施設製造業者などを会員とする団体で、会員サービスの一環として定期報告の仲介(指導を含む)等を実施している。なお、場合によれば、当該協会を經由した後、地域法人をも經由して定期報告が特定行政庁に提出されているものもある。

### (2) (1)の定期検査報告制度を補完するもの

**(財)日本建築設備・昇降機センター**

- ① 具体的な検査項目、報告事項及び様式の標準として、「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」を策定
- ② 「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」において、日本工業規格(JIS)の検査標準により検査を行うことを記載
- ③ 「昇降機検査資格者講習」を実施

**JISの検査標準**

- ① JIS A 1701「遊戯施設の検査標準」において、検査項目、検査器具、検査方法等について規定
- ② 車輪軸については、年1回以上の探傷試験(探傷試験には、磁粉探傷機、超音波探傷機又は探傷試験用浸透液を用いることとされている。)を行うこととされている。
- ③ 建築基準関係法令等では引用されておらず、強制力のない「任意標準」となっている。

### (3) 遊戯施設の維持保全・運行管理に関する制度

**維持保全義務 (法8条第2項・3項)**

遊戯施設の所有者、管理者は、常時適法な状態に維持するため、必要に応じ維持保全計画を作成し、その他適切な措置を講ずる義務。また、国土交通大臣は、維持保全計画の作成に関し、必要な指針を定めることができる。(→指針は未策定)

**運行管理—建築基準法令に規定はない。**

#### (財)日本建築設備・昇降機センター

- 「遊戯施設の維持管理及び運行の管理に関する規準」作成  
〔建設省は、「『遊戯施設の維持管理及び運行の管理に関する規準』の送付について」(昭52住指発第401号)等の通知により、都道府県(特定行政庁)に周知・指導〕  
↓
- 「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」作成(上記規準の見直し改訂)  
〔『遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き』の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について(依頼)』(H12.12.26付け建設省住指発第932号)により、東日本遊園地協会理事長・西日本遊園地協会理事長経由で関係事業者に周知〕

#### (財)日本建築設備・昇降機センター

- 「遊戯施設の運行管理初期点検要領及び遊戯施設の事故等対策訓練指針」の作成
  - i) 「運行管理初期点検」→ 営業運転開始後、概ね1ヶ月以内に、当該遊戯施設の維持・運行管理状態を点検し、特定行政庁に報告
  - ii) 「事故等対策訓練」→ コースター、モノレール等の遊戯施設についての事故等対策訓練を実施し、定期検査報告に併せて、特定行政庁に報告〔建設省は、「遊戯施設の事故防止について(通知)」(平3住指発第76号)により都道府県(特定行政庁)に周知し、指導監督の上での活用を指示〕

### 3. 事故対策(緊急点検)

特定行政庁、建築主事等の報告徴収(法第12条第5項)

特定行政庁、建築主事等の立入検査(法第12条第6項)

#### 通知・通達

- 遊戯施設の事故防止について(通知)(平3住指発第76号)
- 遊戯施設の安全対策について(平8住指発第292号)
- 建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(通知)(平17国住防第3278号)※  
事故情報の収集(遊戯施設所有者からの事故情報の報告指導、消防機関等からの情報収集等)、消防関係機関等との連携体制の整備、事故情報への適切な対応等を指示

#### 緊急点検の実施要請通知

- 平成19年5月6日 国住指第865号(コースター等に関する緊急点検の通知)
- 平成19年5月23日 国住指第989号(すべての遊戯施設における緊急点検の通知)
- 平成19年8月28日 国住指第2040号(緊急点検のフォローアップ通知)

## 国土交通省の緊急点検の実施結果

## 1 コースターに関する緊急点検（5/6 指示、5/23 公表）

(点検結果)

点検対象となる遊戯施設数	306 基	100%
緊急点検を実施し、結果が報告された施設数	256 基	83.7%
点検の結果、問題ない施設数	249 基	81.4%
点検の結果、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があった施設数	7 基	2.3%
うち是正された施設数	6 基	2.0%
点検中の施設数	50 基	16.3%

(探傷試験の実施の有無)

点検対象となる遊戯施設数	306 基	100%
設置後 1 年を経過していない施設数* (* 3 施設は既に探傷試験を実施済)	9 基	2.9%
設置後 1 年を経過し、過去 1 年以内に探傷試験を行っていた施設数	178 基	58.2%
〃、過去 1 年以内に探傷試験を行っていなかった施設数	119 基	38.9%
うち過去に一度も探傷試験を行っていなかった施設数	72 基	23.5%

## 2 すべての遊戯施設における緊急点検（5/23 指示、7/31 公表）

(点検結果)

点検対象となる遊戯施設数	2,265 基	100%
緊急点検を実施し、報告のあった遊戯施設数	2,175 基	96.0%
点検の結果、特に指摘がない遊戯施設数	2,116 基	93.4%
点検の結果、「法不適合の指摘あり」または「要修理」の項目があった遊戯施設数	59 基	2.6%
うち是正された遊戯施設数	38 基	1.7%
点検中の遊戯施設数	90 基	4.0%

(コースター等に関する緊急点検（フォローアップ）)

点検対象となる遊戯施設数	307 基	100%
緊急点検を実施し、結果が報告された施設数	293 基	95.4%
点検の結果、問題ない施設数	278 基	90.6%
点検の結果、車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があった施設数	15 基	4.9%
うち是正された施設数	12 基	3.9%
点検中の施設数	14 基	4.6%

(注) 国土交通省ホームページ等に基づき、当省が作成したものである。

## 緊急点検未実施の遊戯施設(当省の調査で把握したもの)

事業者	遊戯施設名(一般名称)	設置年	備 考
A (大阪府)	ウォーターズライド	昭 60	定期報告なし
B (和歌山県)	モノレール	平 16	建築確認、定期報告なし
	パラシュートタワー	平 16	緊急点検指示漏れ
C (奈良県)	ウォーターズライド	昭 60	追加(7/4点検済み)
D (岡山県)	ウォーターズライド	平 5	特定行政庁が追加して緊急点検し、報告するよう指示
	ウォーターズライド	平 7	
E (佐賀県)	メリーゴーラウンド	平 5	建築確認、定期報告なし
F (熊本県)	海賊船	平 16	定期報告なし
G (福岡県)	ウォーターズライド	昭 58	建築確認を要しない時期に設置されたもので、特定行政庁が緊急点検の対象とならないと誤解

(注) 当省の調査結果による。

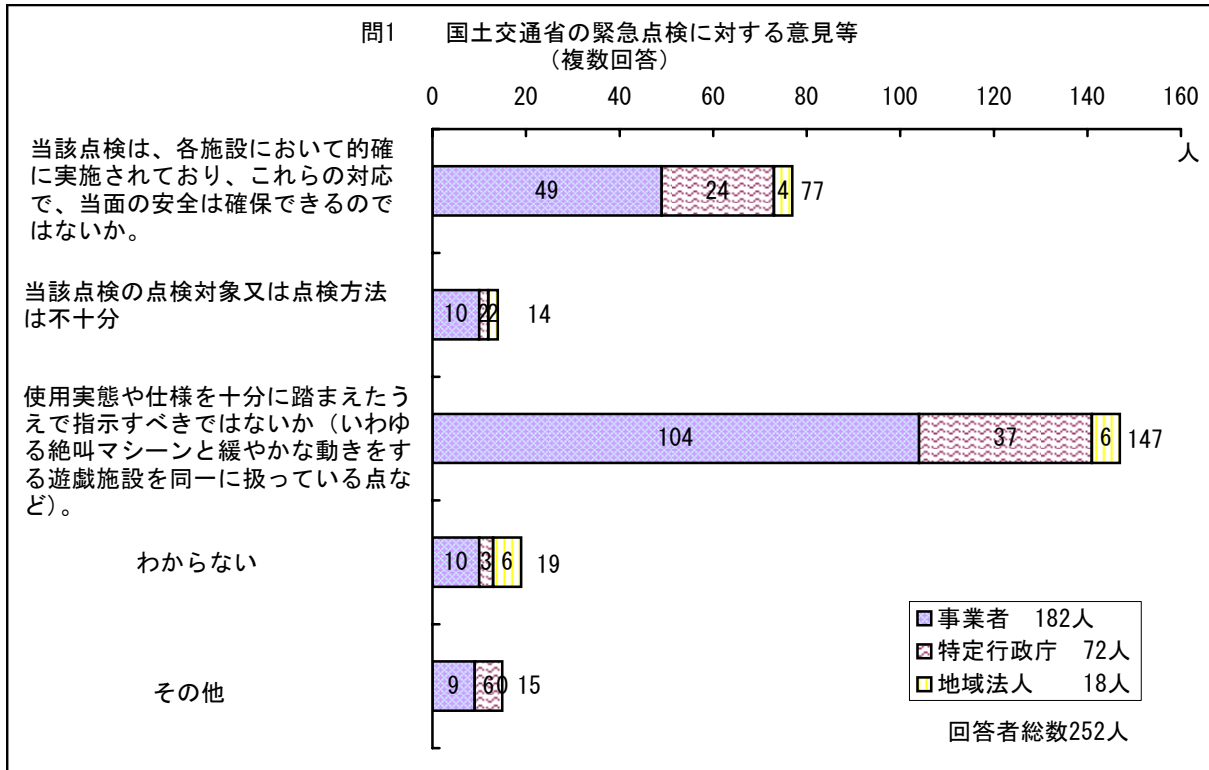


# 遊戯施設の安全確保対策に関する意識調査

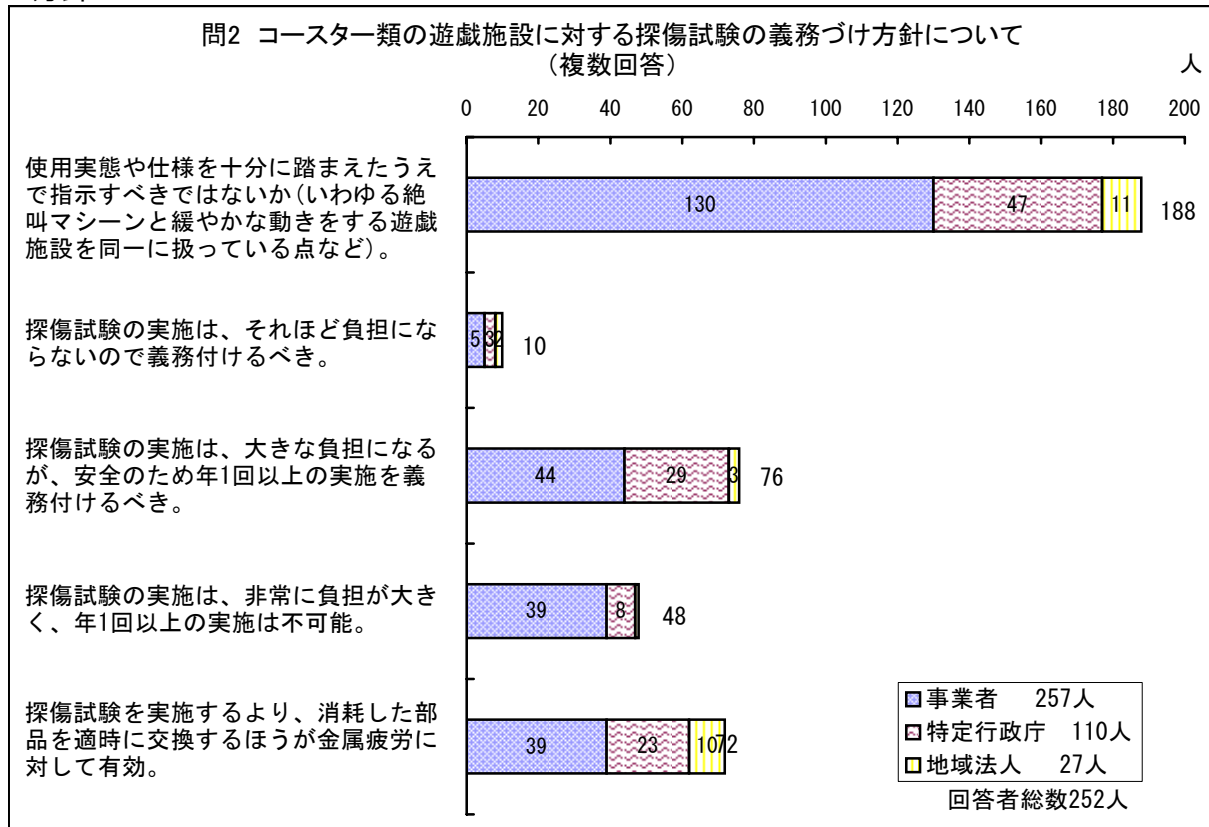
資料 6

(回答者:遊園地等事業者168人、特定行政庁67人、地域法人17人)

## (1) エキスポランドの事故を受けた国土交通省の緊急点検に対する意見等



## (2) 「コースターその他これに類する高架の遊戯施設」に対する探傷試験の義務づけ方針について



## 調査対象 64 特定行政庁における遊戯施設の確認申請等の状況

(単位：件数)

区 分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	3 年間計
確 認 申 請 等	確認申請等件数	202,774	196,975	189,703	589,452
	うち遊戯施設	42	44	26	112
	指定確認検査機関	6	8	4	18
	特定行政庁	36	36	22	94
完 了 検 査	完了検査件数	149,250	149,572	149,728	448,550
	うち遊戯施設	36	43	34	113
	指定確認検査機関	6	7	4	17
	特定行政庁	30	36	30	96

(注) 当省の調査結果による。

## 特定行政庁（担当課）における遊戯施設の審査体制等の状況

区 分	特定行政庁数 (%)
建築職が主で電気、機械職が配置されていない	33 ( 51.6 )
電気、機械職が配置されている	31 ( 48.4 )
うち電気、機械職が遊戯施設の審査等を担当している	16 ( 25.0 )
遊戯施設に専門性を有する担当者を配置している	0 ( - )
合 計	64 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

## 遊戯施設の確認審査等に関する特定行政庁の意見例

番号	意見等
1	<p>特定行政庁には遊戯施設に習熟した者は皆無に近い状況である。そのうえ、最近の遊戯施設は過激なスリルとスピードを求められており、より過激なものが多い外国製品を導入することが多く、これらは日本の建築基準法やJ I Sを考慮しないで設計されているため、その審査は至難なものになっている。</p> <p>さらに、平成12年までは建築基準法旧第38条の大臣認定制度により、そのような遊戯施設は国（旧建設省）で審査が行われてきたが、規制緩和対策の一環として廃止されているため、特定行政庁の負担は一層重くなっており、事故が発生した場合は建築確認を行った担当者が警察から長時間にわたって拘束されて、安全性をどのように検証したか等の説明を求められることになり、説明に困難を極めて苦慮することになる。</p> <p>このように、現在、導入される遊戯施設の安全確保に関しては、建築基準法の枠内で対応することは困難であり、特定行政庁の建築主事等は、遊戯施設の土台等の構造に関する安全面の審査はできるが、運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えてしまっている。（東京都）</p>
2	<p>遊戯施設に専門性を有する職員は在籍していないため高速で過激な運動をするものについては、事業者から遊戯施設の設置についての打診があった際に、（財）日本建築設備・昇降機センターで、施行令第144条に対する自主評価を受け、建築確認申請の際に、同センターの評価報告書を建築確認申請書に添付することを依頼している。</p> <p>建築確認申請時には、当該評価報告書とともに同センターの自主評価における審査項目のチェック内容が記載されたチェックリストも提出されるので、それをもとに施行令第144条と照らし合わせながら、チェックリストの項目と評価報告書を突合し、評価の内容を確認するという方法で確認申請に対応しており、特定行政庁のみで遊戯施設の建築確認に係るすべての審査を行うことは困難である。（山梨県）</p>

（注）当省の調査結果による。

## 調査対象 6 4 特定行政庁における定期検査報告の状況

(単位：件)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	3 年間計
把握している遊戯施設数	1,355	1,387	1,436	4,178
定期検査報告数	1,439	1,429	1,411	4,279
未報告数	43	47	96	186
督促数	18	14	27	58
現地確認等の実施	0	0	3	3
不適合の指摘あり	7	12	14	33
改善予定あり	7	8	9	24
改善予定なし	0	4	5	9
改善状況の確認	3	1	5	9
(うち現地指導等)	0	0	0	0

(注) 当省の調査結果による。

## 調査対象特定行政庁における定期検査報告の状況(特定行政庁別)

(単位：基・台)

特定行政庁名	平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	把握数	提出数	未報告数	督促数	把握数	提出数	未報告数	督促数	把握数	提出数	未報告数	督促数
北海道	102	101	1	0	101	95	6	0	120	87	33	0
旭川市	13	13	0	0	13	13	0	0	14	1	0	0
釧路市	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
帯広市	17	0	0	0	17	0	0	0	17	0	0	0
八戸市	11	6	0	0	10	5	0	0	10	5	0	0
盛岡市	15	15	0	0	15	15	0	0	16	15	0	0
仙台市	29	29	0	0	28	28	0	0	30	30	0	0
秋田市	6	6	0	0	6	6	0	0	7	7	0	0
山形県	24	23	1	1	24	24	0	0	24	24	0	0
郡山市	12	12	0	0	12	12	0	0	12	12	0	0
いわき市	3	不明	不明	不明	3	3	0	0	3	3	0	0
ひたちなか市	11	11	0	0	11	11	0	0	12	11	0	0
栃木県	49	49	0	0	47	47	0	0	46	46	0	0
群馬県	27	27	0	0	28	28	0	0	28	28	0	0
埼玉県	45	83	1	0	44	81	1	0	44	82	1	0
所沢市	24	43	2	0	27	49	2	0	25	45	0	0
千葉県	57	57	0	0	57	57	0	0	63	52	11	0
台東区	20	40	0	0	18	36	0	0	19	36	0	0
日野市	10	20	0	0	9	18	0	0	9	18	0	0
横浜市	26	21	0	0	26	25	0	0	25	25	0	0
川崎市	18	18	0	0	19	19	0	0	20	20	0	0
新潟県	31	27	4	4	30	25	5	5	27	24	3	3
富山県	12	10	0	0	12	10	0	0	12	10	0	0
石川県	17	17	0	0	17	17	0	0	17	17	0	0
七尾市	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
福井県	26	20	6	6	24	18	6	0	23	18	5	0
山梨県	25	24	0	0	26	25	0	0	27	26	0	0
長野県	27	25	2	2	24	24	0	0	28	17	11	11
岐阜県	37	37	0	0	39	39	0	0	38	38	1	0
静岡県	49	49	1	1	46	42	1	1	41	36	0	0
浜松市	24	24	0	0	28	28	0	0	29	29	0	0
愛知県	60	60	0	0	67	67	0	0	71	71	0	0
名古屋	21	21	0	0	19	20	0	0	21	21	0	0
豊橋市	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
鈴鹿市	14	14	0	0	14	14	0	0	10	10	0	0
桑名市	36	36	0	0	40	36	0	0	42	37	0	0
大津市	4	4	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0
京都府	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0
大阪市	30	30	0	0	18	15	3	0	21	20	1	0
枚方市	27	27	1	0	27	27	1	0	27	27	1	0
兵庫県	35	35	0	0	35	35	0	0	36	33	0	0
姫路市	不明	72	0	0	40	73	3	3	40	80	0	0
生駒市	19	19	0	0	18	18	0	0	17	17	0	0
和歌山県	14	14	0	0	14	14	0	0	15	15	0	0
倉敷市	25	25	0	0	25	25	0	0	25	25	0	0
広島県	10	10	0	0	8	8	0	0	9	7	2	0
広島市	8	8	0	0	11	6	3	不明	10	11	0	0
福山市	16	16	0	0	16	16	0	0	17	17	0	0
宇部市	10	10	0	0	10	10	0	0	12	12	0	0
徳島市	11	11	0	0	11	11	0	0	11	11	0	0
香川県	24	22	2	0	23	22	1	0	24	23	1	0
愛媛県	8	8	3	0	6	6	3	0	6	6	3	0
松山市	11	11	0	0	11	10	0	0	11	10	0	0
高知市	5	5	0	0	4	4	0	0	7	7	0	0
北九州市	36	28	0	0	36	28	0	0	32	24	0	0
福岡市	28	26	0	0	30	29	0	0	31	29	0	0
佐賀県	10	9	4	1	10	9	4	0	10	9	4	0
佐賀市	8	8	0	0	8	8	0	0	8	8	0	0
佐世保市	8	5	3	3	8	5	3	3	8	5	3	3
熊本県	39	31	7	0	39	37	2	0	40	37	3	0
熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別府市	29	29	0	0	34	34	0	0	34	32	2	0
宮崎市	18	18	0	0	16	16	0	0	17	17	0	0
鹿児島県	15	11	5	0	15	13	3	2	25	15	11	10
合計	1,355	1,439	43	18	1,387	1,429	47	14	1,436	1,411	96	27

(注) 当省の調査結果による。

15行政庁

16行政庁

17行政庁

調査対象 64 特定行政庁の定期検査報告における地域法人の介在の状況

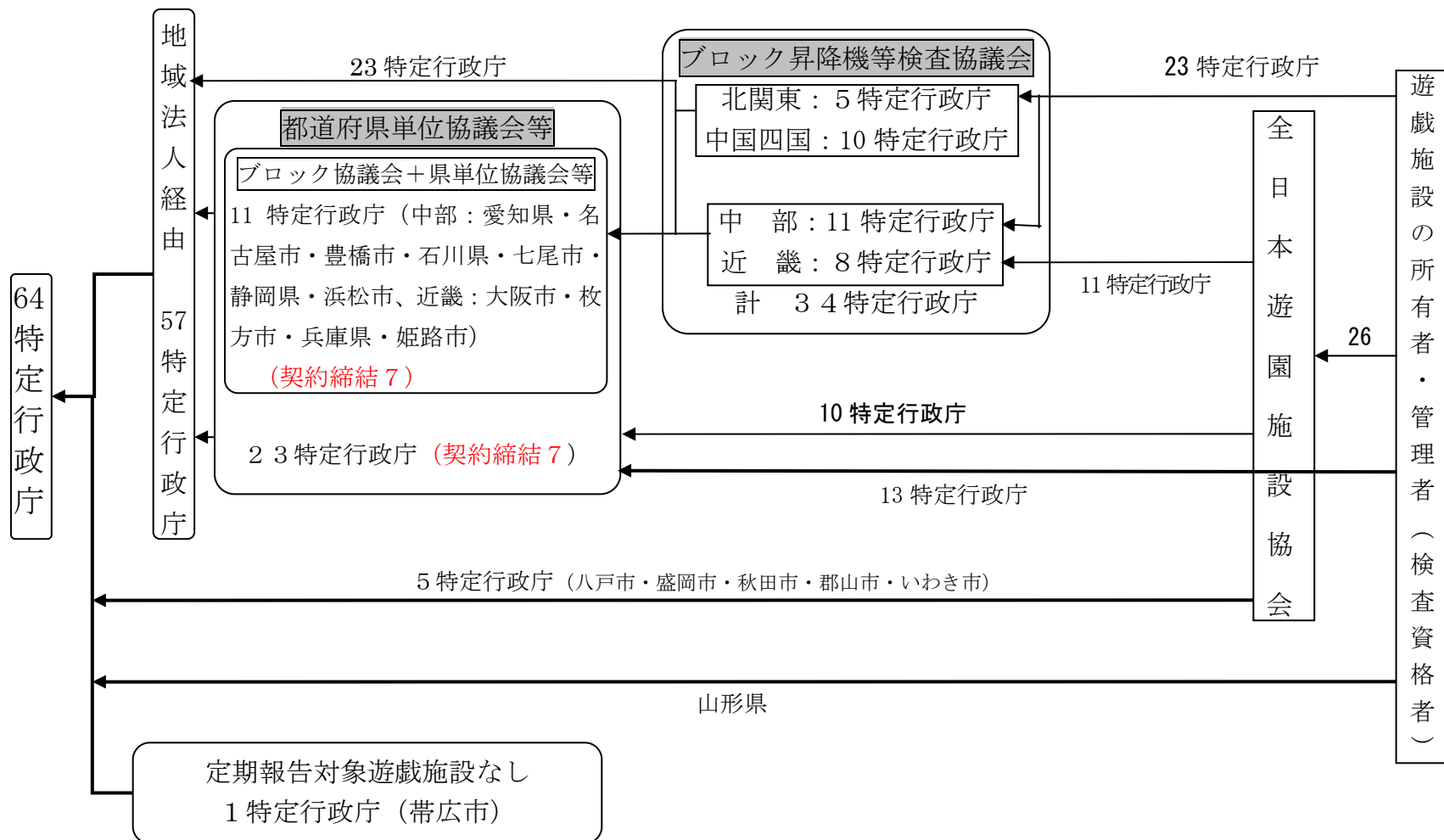


表 中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会における定期検査報告の取扱い(提出から1か月以上の例)

事業者	施設名 (一般名称)	地域法人	特定行政庁	事業者 提出日(a)	全日本遊園施設 協会受領日	地域法人 受領日(c)	特定行政庁 受付日(b)	所要日数 (b-a)日	備考 (検査結果の指摘 項目等)
A	ローター	中部ブロック昇降機等検査協議会	浜松市	H18. 5. 19	H18. 5. 22	H18. 5. 30	H18. 8. 14	87日	-
B	コースター	中部ブロック昇降機等検査協議会	七尾市	H19. 3. 29	不明	不明	H19. 6. 11	74日	-
C	コースター	中部ブロック昇降機等検査協議会	石川県	H19. 3. 16	不明	不明	H19. 5. 24	69日	-
D	コースター	中部ブロック昇降機等検査協議会	静岡県	H19. 3. 28	H19. 4. 2	H19. 4. 27	H19. 5. 25	58日	B判定13項目
E	マッドマウス	近畿ブロック昇降機等検査協議会	生駒市	H19. 2. 13	不明	H19. 2. 13	H19. 4. 2	48日	-
	コースター			H19. 2. 13	不明	H19. 2. 13	H19. 4. 2	48日	-
	モノレール			H19. 2. 13	不明	H19. 2. 13	H19. 4. 2	48日	-
	子供汽車			H19. 2. 13	不明	H19. 2. 13	H19. 4. 2	48日	-
	オクトパス			H19. 2. 13	不明	H19. 2. 13	H19. 4. 2	48日	-
F	コースター	中部ブロック昇降機等検査協議会	静岡県	H19. 4. 27	H19. 5. 7	H19. 5. 25	H19. 6. 14	48日	-
	モノレール			H18. 8. 11	H18. 8. 17	H18. 8. 25	H18. 9. 13	33日	-
G	オクトパス	中部ブロック昇降機等検査協議会	石川県	H19. 3. 16	不明	不明	H19. 4. 27	42日	-
	オクトパス			H19. 3. 16	不明	不明	H19. 4. 27	42日	-
	オクトパス			H19. 3. 16	不明	不明	H19. 4. 27	42日	-
H	ウォーターシュート	中部ブロック昇降機等検査協議会	浜松市	H18. 9. 7	H18. 9. 8	H18. 9. 26	H18. 10. 18	41日	B判定5項目
	コースター			H18. 8. 4	H18. 8. 8	H18. 8. 25	H18. 9. 12	39日	-
I	マッドマウス	近畿ブロック昇降機等検査協議会	京都府	H19. 3. 2	不明	H19. 3. 19	H19. 4. 10	39日	-
	オクトパス			H19. 3. 2	不明	H19. 3. 19	H19. 4. 10	39日	B判定1項目
	観覧車			H19. 3. 2	不明	H19. 3. 19	H19. 4. 10	39日	-
	モノレール			H19. 3. 2	不明	H19. 3. 19	H19. 4. 10	39日	-
J	コースター	近畿ブロック昇降機等検査協議会	枚方市	H18. 10. 6	不明	H18. 10. 16	H18. 11. 13	38日	-
	コースター			H18. 12. 29	不明	H19. 1. 15	H19. 1. 29	31日	-
K	コースター	近畿ブロック昇降機等検査協議会	大阪市	H19. 1. 26	不明	H19. 2. 13	H19. 3. 5	38日	B判定1項目
	ローター			H19. 1. 26	不明	H19. 2. 13	H19. 3. 5	38日	-
	ウォーターシュート			H19. 1. 26	不明	H19. 2. 13	H19. 3. 5	38日	B判定1項目
	モノレール			H19. 1. 26	不明	H19. 2. 13	H19. 3. 5	38日	-
L	コースター	近畿ブロック昇降機等検査協議会	和歌山県	H19. 3. 8	不明	H19. 3. 19	H19. 4. 11	34日	-
M	コースター	中部ブロック昇降機等検査協議会	愛知県	H19. 2. 19	H19. 2. 26	H19. 3. 5	H19. 3. 23	32日	-
	コースター			H19. 2. 19	H19. 2. 26	H19. 3. 5	H19. 3. 23	32日	-
	ローター			H19. 2. 19	H19. 2. 26	H19. 3. 5	H19. 3. 23	32日	-

(注) 当省の調査結果による。

## 地域法人から特定行政庁に対する定期検査報告の送付が遅れている例

地域法人	特定行政庁	事業者	遊戯施設名 (一般名称)	定期検査の提出状況及び検査結果の概要										
				前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
北関東ブロック 昇降機等検査 協議会	ひたちなか市	A	コースター	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
				H17.4.14	H18.2.7	H18.3.27	不明	H18.3.29	—	H18.5.10	44日			
				B、Cの有無	B判定2項目	左記の内容	空圧装置(コンプレッサーVベルト摩耗)、点検歩廊手すりの溶接部切裂							
				前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
中部ブロック 昇降機等検査 協議会	静岡県	B	コースター	未実施	H19.1.30	H19.3.28	H19.4.2	H19.4.27	H19.5.10	H19.5.25	58日			
				B、Cの有無	B判定13項目	左記の内容	①カートNo.6のドアとシートベルトの破損 ②カートNo.2, 3, 4, 7のガイドローラーのがたつきが進行、交換検討すべき ③支柱地際部、レール、踊り場の安全策の一部にサビ発生。塗装要。 ④カートNo.7のワイヤーカバーパイプの交換検討すべき。 (→すべてH19年4月30日に改善予定。①については廃止予定。)							
	浜松市	C	ウォーター シュート	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
				H17.9.6	H18.7.13	H18.9.7	H18.9.8	H18.9.26	H18.10.11	H18.10.18	41日			
				B、Cの有無	B判定5項目	左記の内容	①駆動モーターで、電磁ブレーキ制動不良のもの有り(第3コンベア第3リフト) ②リフトアウトコンベアにてテールプーリーの軸受けは交換を確認。キャリアローラー軸摩耗につき取替必要。 ③リフト1のコンベアチェーンにて、一部ローラーの破損有り。 ④駆動モーター用ブレーキ不調につき安全停止困難。 ⑤電気設備にて配線中継ボックス、錆・腐食							
				前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
近畿ブロック 昇降機等検査協 議会	大阪市	D	コースター	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
				H18.1.20	H18.12.29	H19.1.26	不明	H19.2.13	—	H19.3.5	38日			
				ウォーター シュート	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日		
					H18.1.31	H18.12.20	H19.1.26	不明	H19.2.13	—	H19.3.5	38日		
	京都府	E	オクトパス	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
				H18.3.30	H19.2.27	H19.3.2	不明	H19.3.19	—	H19.4.10	39日			
				B、Cの有無	B判定1項目	左記の内容	油圧装置(回転継手からの油にじみ)							
				前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
有限責任中間 法人中国四国 ブロック昇降 機検査協議会	松山市	F	コースター	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日			
				H18.5.23	H19.4.27	H19.4.27	不明	H19.5.24	—	H19.6.5	39日			
						オクトパス	前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日
							—	H19.4.20	H19.4.27	不明	H19.5.24	—	H19.6.5	39日
							B、Cの有無	B判定1項目	左記の内容	①走路の一部に錆。 ②支持部材・枕木の一部に錆 ③電動機及び制動機に錆 ④点検用歩廊の一部に錆				
							前回検査日	定期検査日	事業者提出日 (月)	遊園施設協会受領日	地域法人①受領日	地域法人②受領日	特定行政庁受領日(b)	所要日数 (b-a)日
				H18.5.23	H19.4.20	H19.4.27	不明	H19.5.24	—	H19.6.5	39日			
				B、Cの有無	B判定1項目	左記の内容	舞台の床の一部に錆有り。							

(注)1 当省の調査結果による。

2 「地域法人②」に日付の記入があるものは、表側の地域法人(ブロック協議会等)のほか、都道府県単位の地域法人をも経由しているものである。



## 調査対象遊戯施設における維持保全計画書の作成状況

区分	作成済み		作成中	未作成	小計	その他	合計
	緊急点検以前から作成	緊急点検を契機として作成					
施設数 (構成比)	151 (57.2%) 《43》	28 (10.6%) 《9》	21 (8.0%)	64 (24.2%)	264 (100%)	3 《2》	267 《72》
《遊園地等事業者数》	179 (67.8%) 《49》		《6》	《25》	《72》		
	113 《37》						



(緊急点検以前から作成していなかった 113 遊戯施設におけるその理由)

理由区分	作成状況	緊急点検を契機として作成	作成中	未作成	計	延べ理由数			
						類似の既存計画等がある	作成することを不承知	作成のノウハウがない、不足している	その他の理由
類似の既存計画等がある		14 《4》	11 《3》	12 《6》	37 《13 (実11)》	37 《13 (実11)》			
作成することを不承知		1 《1》	5 《1》	23 《9》	29 《11》		29 《11》		
作成のノウハウがない、不足している			1 《1》	11 《4》	12 《5》			12 《5》	
類似の既存計画等がある及び作成のノウハウがない、不足している		4 《1》			4 《1》	4 《1》		4 《1》	
作成することを不承知及び作成のノウハウがない、不足している				2 《1》	2 《1》		2 《1》	2 《1》	
作成のノウハウがない、不足している及びその他の理由			4 《1》		4 《1》			4 《1》	4 《1》
その他の理由		9 《3》		16 《5》	25 《8》				25 《8》
合計		28 《9》	21 《6》	64 《25》	113 《40》 (注)4	41 《14 (実12)》	31 《12》	22 《8》	29 《9》

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上表「その他」の3施設は、当省の調査時点で廃止されていたことから、又は調査対象遊戯施設の管理者が調査対象遊園地等事業者と異なることから、維持保全計画書の内容を確認できなかったものである。

3 《 》内は遊園地等事業者数であるが、同一遊園地等の中で、維持保全計画を作成している施設と作成していない施設があるなど異なる作成状況のケースがあるため、合計は必ずしも一致しない。

4 「理由区分」は、緊急点検を契機として作成したもの及び作成中のものの場合、従来、未作成であった理由に基づき整理した。

また、「類似の既存計画等がある」は13遊園地等事業者が挙げているが、「緊急点検を契機として作成」の4遊園地等事業者と「未作成」の6遊園地等事業者において、同一の遊園地等事業者が2含まれるため、実数としては、11遊園地等事業者となる（「類似の既存計画等がある」とするものは12遊園地等事業者41施設となる）。このほか、当該「未作成」の6遊園地等事業者と「その他の理由」で「緊急点検を契機として作成」した3遊園地等事業者において、同一の遊園地等事業者が1含まれる。そのため、合計の40遊園地等事業者は、実数としては、37遊園地等事業者となる。

5 「未作成」の65遊戯施設のうち、7遊戯施設（5遊園地等事業者）は、遊園地等を閉鎖又は当該施設を廃止（予定を含む）となっている。

## 調査対象遊戯施設における運行管理規程の作成状況

区分	作成済み		作成中	未作成	小計	その他	合計
	緊急点検以前から作成	緊急点検を契機として作成					
施設数 (構成比)	213 (80.1%) 《58》	3 (1.1%) 《1》	17 (6.4%)	33 (12.4%)	266 (100%)	1 《1》	267 《72》
《遊園地等事業者数》	216 (81.2%) 《59》		《4》	《13》	《72》		
			53 《18》				



(緊急点検以前から作成していなかった 53 遊戯施設におけるその理由)

理由区分	作成状況	緊急点検を契機として作成	作成中	未作成	計	延べ理由数			
						類似の既存規程等がある	作成することを不承知	作成のノウハウがない、不足している	その他の理由
類似の既存規程等がある		3 《1》	12 《3》		15 《4》	15 《4》			
作成することを不承知				11 《5》	11 《5》		11 《5》		
作成のノウハウがない、不足している				5 《2》	5 《2》			5 《2》	
作成することを不承知及び類似の既存規程等がある			5 《1》	12 《3》	17 《4》	17 《4》	17 《4》		
作成することを不承知及び作成のノウハウがない、不足している				2 《1》	2 《1》		2 《1》	2 《1》	
その他の理由				3 《2》	3 《2》				3 《2》
合計		3 《1》	17 《4》	33 《13》	53 《18》	32 《8》	30 《10》	7 《3》	3 《2》

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 上表「その他」の1施設は、当省の調査時点で廃止されていたことから、運行管理規程の内容を確認できなかったものである。  
 3 《 》内は遊園地等事業者数であるが、4遊園地等事業者において、遊戯施設により「緊急点検以前から作成」及び「未作成」欄にともに計上しているため、合計は一致しない。  
 4 「理由区分」は、緊急点検を契機として作成したもの及び作成中のものの場合、従来、未作成であった理由に基づき整理した。  
 5 「未作成」の33遊戯施設のうち、5遊戯施設(3遊園地等事業者)は、遊園地等を閉鎖又は当該施設を廃止(予定を含む)となっている。

## 調査対象遊園地等での事故の発生及び報告の状況

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	合計
負傷者あり		7	5	5	3	20
乗客	報告あり	4	3	2	2	11
	報告なし	0	2	1	0	3
従業員	報告あり	2	0	0	0	2
	報告なし	1	0	2	1	4
負傷者なし		6	13	34	10	63
報告あり		4	4	4	2	14
報告なし		2	9	30	8	49
合計		13	18	39	13	83

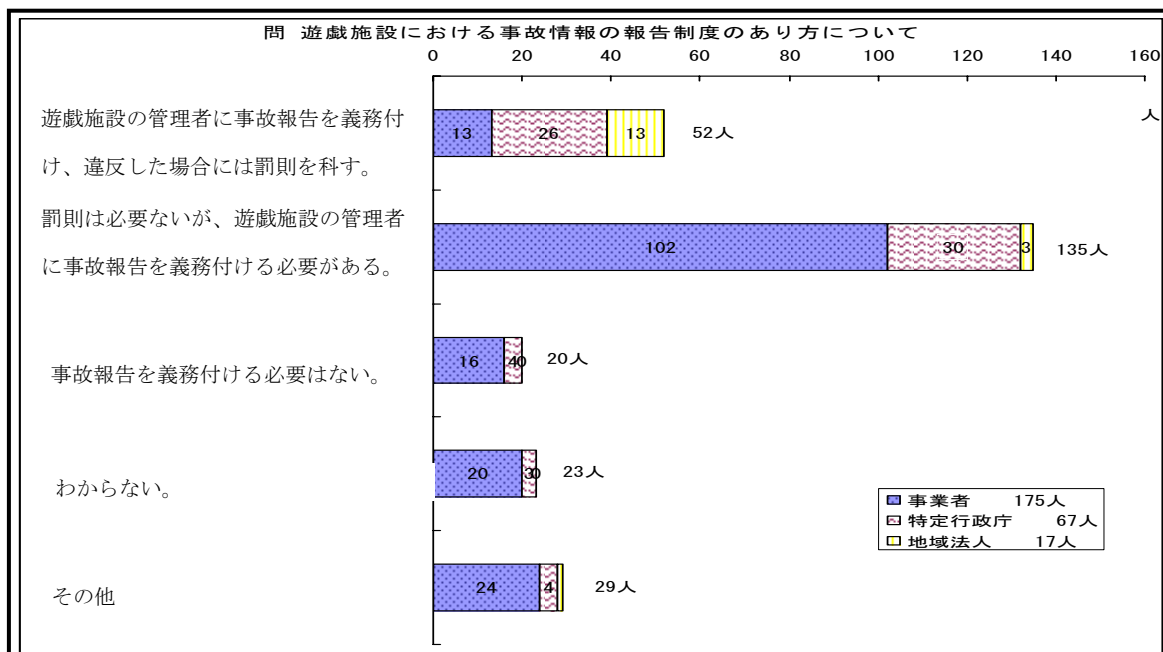
(注) 当省の調査結果による。

## 事故報告の仕組みを構築している特定行政庁の状況

事故報告の仕組みの有無の区分	特定行政庁数
事故報告の仕組みがあるもの	48
事故防止連携体制整備通知（平成 17 年 3 月 31 日国 住防第 3278 号）で定めているもの	19
安全対策依頼通知（平成 12 年 12 月 26 日建設省住 指発第 932 号）で定めているもの	21
独自に事故報告制度を設けているもの	8
事故報告の仕組みがないもの	16
計	64

(注) 当省の調査結果による。

## 遊戯施設における事故報告制度の意識調査結果



	遊戯施設の事故報告制度について	事業者	特定行政庁	地域法人	合計
1	遊戯施設の管理者に事故報告を義務付け、違反した場合には罰則を科す。	13	26	13	52 (20.1%)
2	罰則は必要ないが、遊戯施設の管理者に事故報告を義務付ける必要がある。	102	30	3	135 (52.1%)
3	事故報告を義務付ける必要はない。	16	4	0	20 (7.7%)
4	わからない。	20	3	0	23 (8.9%)
5	その他	24	4	1	29 (11.2%)

(注) 当省の調査結果による。